

高等学校入学者選抜等における受検生の受検機会の確保と安全確保の徹底について  
SNS上で受検生への痴漢をあおる投稿がなされていることを踏まえ、事故・事件・痴漢等に巻き込まれた受検生の受検機会の確保をお願いするとともに、試験会場等の安全確保の徹底を改めてお願いするものです。関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和5年1月25日

各都道府県教育委員会学校教育主管課  
各指定都市教育委員会学校教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人の  
附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校事務担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）  
特別支援教育課  
総合教育政策局生涯学習推進課

高等学校入学者選抜等における受検生の受検機会の確保と安全確保の徹底について（依頼）

大学や高等学校等の入学者選抜の時期を迎え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上において、試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受検生の心理につけ込んで痴漢をあおる投稿が相次いでいることが報道されています。

受検生が、試験場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などには、当該受検生が、そうしたやむを得ない事由により受検機会を失うことのないよう、追検査の対象とする、当該受検生の試験時間の繰り下げを行う等、受検機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。

なお、これに限らず高等学校入学者選抜等における受検生の安全確保については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和4年6月14日付け4文科初第684号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）に記載のとおり、試験会場等の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の周知徹底等により、細心の注意を払うよう、改めてお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学

校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあつては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**【本件連絡先】**

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3482)

e-mail : koukou@mext. go. jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext. go. jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育  
振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext. go. jp